

○兵庫県立総合衛生学院学則

昭和 46 年 11 月 16 日規則第 76 号

改正

昭和 48 年 4 月 23 日規則第 41 号

昭和 49 年 3 月 29 日規則第 29 号

昭和 49 年 12 月 27 日規則第 111 号

昭和 51 年 8 月 27 日規則第 71 号

昭和 53 年 10 月 24 日規則第 99 号

昭和 54 年 3 月 30 日規則第 37 号

昭和 55 年 4 月 1 日規則第 15 号

昭和 58 年 2 月 1 日規則第 5 号

昭和 58 年 3 月 1 日規則第 14 号

昭和 60 年 3 月 27 日規則第 27 号

昭和 62 年 3 月 27 日規則第 23 号

平成元年 5 月 12 日規則第 29 号

平成 2 年 3 月 31 日規則第 27 号

平成 4 年 11 月 6 日規則第 84 号

平成 5 年 12 月 20 日規則第 89 号

平成 6 年 7 月 29 日規則第 49 号

平成 7 年 3 月 7 日規則第 6 号

平成 7 年 6 月 30 日規則第 44 号

平成 9 年 3 月 31 日規則第 52 号

平成 11 年 3 月 31 日規則第 26 号

平成 12 年 3 月 31 日規則第 60 号

平成 14 年 3 月 29 日規則第 41 号

平成 17 年 3 月 31 日規則第 18 号

平成 17 年 11 月 29 日規則第 88 号

平成 19 年 12 月 25 日規則第 79 号

平成 20 年 3 月 31 日規則第 34 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 22 年 3 月 31 日規則第 25 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 12 号

平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号

兵庫県立総合衛生学院の学則をここに公布する。

兵庫県立総合衛生学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第5条—第7条）
- 第3章 授業科目、単位数及び授業時間数（第8条）
- 第4章 入学、休学、退学等（第9条—第19条）
- 第5章 成績の評価及び卒業（第20条—第24条）
- 第6章 賞罰（第25条・第26条）
- 第7章 授業料、入学料及び入学考査料（第27条・第28条）
- 第8章 学生の健康管理（第29条）
- 第9章 運営会議（第30条）
- 第10章 補則（第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、[兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例（昭和46年兵庫県条例第58号。以下「条例」という。）](#)第6条の規定に基づき、兵庫県立総合衛生学院（以下「学院」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和54年規則37号〕

（教育目的）

第2条 学院は、学生に対し、助産師、看護師及び歯科衛生士としての必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを教育目的とする。

全部改正〔昭和49年規則111号〕、一部改正〔昭和53年規則99号・平成5年89号・14年41号・17年88号〕

（課程等）

第3条 学院に専門課程として助産学科、看護学科及び歯科衛生学科を置き、看護学科に2年課程（全日制及び定時制）を置く。

2 助産学科においては、助産師としての必要な教育を行う。

3 看護学科においては、看護師としての必要な教育を行う。

4 歯科衛生学科においては、歯科衛生士としての必要な教育を行う。

全部改正〔昭和49年規則111号〕、一部改正〔昭和51年規則71号・58年5号・平成5年89号・14年41号・17年18号・88号・20年34号〕

（修業年限及び学生の定員）

第4条 学院の修業年限及び学生の定員は、次の表のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員
----	----	------	------	-----

専門課程	助産学科		1年	20人	20人
	看護学科	全日制	2年	40人	80人
		定時制	3年	40人	120人
	歯科衛生学科		3年	40人	120人

全部改正〔昭和49年規則111号〕、一部改正〔昭和51年規則71号・58年5号・平成17年18号・88号・20年34号〕

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 1学年を2期に分け、その期間は、次のとおりとする。

- (1) 前学期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 学院において授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、学院の長（以下「学院長」という。）が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 開校記念日
 - (4) 夏期、冬期、学年末等における休業日（学院長が別に定める日）
- 2 学院長は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、前項の休業日以外の日

一部改正〔昭和48年規則41号・53年99号・平成元年29号・4年84号・9年52号〕

第3章 授業科目、単位数及び授業時間数

全部改正〔平成9年規則52号〕

(授業科目等)

第8条 授業科目、単位数及び授業時間数（以下「授業科目等」という。）は、[別表第1](#)から[別表第3](#)までに掲げるとおりとする。ただし、学院長は、必要があると認めるときは、これらの表に定める授業科目以外の授業科目を加えることができる。

2 授業科目の履修方法については、学院長が別に定める。

一部改正〔昭和49年規則111号・58年5号・平成9年52号・17年18号・88号・20年34号・22年25号〕

第4章 入学、休学、退学等

第9条 削除

削除〔昭和54年規則37号〕

(入学の時期)

第10条 学院の入学の時期は、毎年4月とする。

全部改正〔昭和54年規則37号〕

(入学資格)

第11条 学院に入学することができる者は、次のいずれかに該当する者で、次条に定める入学試験に合格したものとする。

(1) 助産学科にあつては、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。)第21条各号のいずれかに該当する女子

(2) 看護学科にあつては、准看護師の免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師(以下「実務3年の准看護師」という。)又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する准看護師

(3) 歯科衛生学科にあつては、学校教育法第90条第1項の規定に該当する者

一部改正〔昭和49年規則111号・53年99号・58年5号・平成5年89号・11年26号・12年60号・14年41号・17年18号・88号・19年79号・20年34号・22年25号〕

(入学試験)

第12条 入学試験は、助産師、看護師又は歯科衛生士としての職務遂行の能力を有するかどうかを正確に判定することを目的とし、その方法は、筆記試験及び面接試験によるものとする。

2 入学試験の期日、場所、科目その他入学試験について必要な事項は、あらかじめ、告示するものとする。

一部改正〔昭和49年規則111号・53年99号・平成5年89号・11年26号・14年41号・17年88号・20年34号〕

(入学試験の手続)

第13条 学院の入学試験を受けようとする者は、入学願書(様式第1号)に履歴書(様式第2号)及び次の各号に掲げる区分に従い当該各号に掲げる書類を添えて、これを学院長に提出しなければならない。

(1) 助産学科

ア 保助看法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は看護師養成所(以下「看護師学校等」という。)の卒業証明書又は卒業見込証明書

イ 保助看法第21条第4号に該当する者については、看護師学校等において2年以上修業したことを証する書類

ウ 看護師学校等の内申書

エ 保助看法第21条第5号に該当する者については、厚生労働大臣が同条第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたことを証する書類

(2) 看護学科

- ア 保助看法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は准看護師養成所（以下「准看護師学校等」という。）の内申書
- イ 准看護師の免許証の写し
- ウ 実務 3 年の准看護師にあつては、業務に従事し、又は従事していた施設の長の発行する就業証明書
- エ 高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）を卒業した准看護師（卒業見込みである准看護師を含む。）にあつては、当該高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書
- オ 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に該当する准看護師（エに掲げる者を除く。）にあつては、これを証する書類

(3) 歯科衛生学科

- ア 高等学校等を卒業した者（卒業見込みである者を含む。）にあつては、当該高等学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書及び調査書
- イ 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に該当する者（アに掲げる者を除く。）にあつては、これを証する書類

一部改正 [昭和 49 年規則 29 号・111 号・54 年 37 号・58 年 5 号・平成 11 年 26 号・14 年 41 号・17 年 18 号・88 号・20 年 34 号・22 年 25 号]

(入学の許可)

第 14 条 学院長は、入学試験に合格した者で、学院長が指定する日までに入学に必要な手続を行い、かつ、学院長が指定する入学の期日に学院に出頭した者に対し、入学の許可を与える。

- 2 やむを得ない理由により、前項の手続が期日までに行うことができない者又は前項の期日に出頭できない者は、あらかじめ学院長に届け出て、その承認を得なければならない。

全部改正 [昭和 54 年規則 37 号]

(入学許可の取消し)

第 15 条 学院長は、入学の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、入学の許可を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により入学の許可を受けた者
- (2) 学院長の指示に従わない者

一部改正 [昭和 54 年規則 37 号]

(欠席、住所変更等の届出)

第 16 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その旨を学院長に届け出なければならない。この場合において、病気により欠席する期間が 1 週間を超えるときは、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 学生は、住所又は氏名を変更したときは、その旨を学院長に届け出なければならない。

一部改正 [昭和 49 年規則 29 号・53 年 99 号]

(休学)

第 17 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により 3 箇月を超えて出席することができないため休学しようとするときは、その理由及び期間を記載した休学願に医師の診断書その他休学しようとする理由を証する書類を添えて、これを学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学院長は、前項の休学願の提出があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、これを許可することができる。

3 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、学院長が特別の理由があると認めたときは、その期間を延長することができる。

一部改正 [昭和 53 年規則 99 号・平成 22 年 25 号]

(復学)

第 18 条 学生は、休学の期間内に、その理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願に医師の診断書その他休学の理由が消滅したことを証する書類を添えて、これを学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学院長は、前項の復学願の提出があった場合において、教育に支障がないと認めたときは、これを許可するものとする。

一部改正 [平成 22 年規則 25 号]

(転学)

第 18 条の 2 学院長は、転入学を希望する者があるときは、その者の現に在学する学校又は養成所（以下「在学学校等」という。）の授業科目等が学院の授業科目等に相当し、その者の在学学校等における履修状況が学院の学生の履修状況と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

2 前項の規定により転入学を許可された者が在学学校等において修学した期間は、学院において修学した期間とみなす。

3 学院長は、他の学校又は養成所への転学を志望する学生があるときは、当該学生の申請に基づき、当該学生に係る在学証明書その他転学に必要な書類を当該他の学校又は養成所に送付するものとする。

追加 [昭和 49 年規則 111 号]、一部改正 [平成 9 年規則 52 号・20 年 34 号]

(退学)

第 19 条 学生は、退学しようとするときは、その理由を記載した退学願を学院長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学院長は、次のいずれかに該当する学生を退学させることができる。

(1) 病気その他の理由により学業を継続することができないと認められる者

(2) 修業年限の 2 倍の期間内に卒業することができない者

(3) 正当な理由がなく授業料を滞納し、かつ、指定期限内に当該授業料を納入しない者

(4) 第26条の規定に該当する者

一部改正〔昭和49年規則111号〕

第5章 成績の評価及び卒業

全部改正〔平成20年規則34号〕

(学科試験等)

第20条 学科試験は、授業科目ごとに当該授業科目の授業の終了後に行う。ただし、学院長が必要があると認めるときは、授業科目の授業の終了前においても、臨時にこれを行うことができる。

- 2 それぞれの授業科目の欠席時間数が出席すべき時間数の3分の1を超える学生は、当該授業科目の学科試験を受けることができない。ただし、学院長が、その理由がやむを得ないものであると認める学生については、この限りでない。
- 3 学科試験に欠席した学生で、学院長が、やむを得ない理由によるものであると認めるものについては、追試験を行うことができる。
- 4 学科試験及び追試験の評点は、それぞれの授業科目ごとに100点を満点とし、60点以上を合格点とする。
- 5 追試験の評点は、前項の規定により算定した点数から1割を減じた点数とする。
- 6 学科試験の評点が60点に達しない学生については、再試験を行うことができる。
- 7 追試験及び再試験は、学院長が指定した日に受けなければならない。
- 8 再試験の評点は、60点以上を合格点とし、その点数が60点を超える場合においても60点として取り扱う。

一部改正〔昭和49年規則111号・58年14号・平成9年52号〕

(単位の修得)

第20条の2 授業科目(臨地実習を除く。)の学科試験、追試験又は再試験の評点が合格点に達し、又は臨地実習の成績が別に定める合格基準に達した学生は、それぞれ所定の単位を修得するものとする。

- 2 看護学科又は歯科衛生学科の学生であって大学、高等専門学校又は歯科衛生士その他の学院長が定める資格に係る学校、養成所等(以下「大学等」という。)に在学したことがある学生があるときは、学院長は、当該学生の申請に基づき、当該学生の当該大学等における学習内容を評価し、当該学習内容が別表第2又は別表第3に定める授業科目の内容に相当するものと認められる場合に限り、当該学生が修得すべき全単位数の2分の1を超えない単位数を限度として、学院長が別に定めるところにより、当該学生が当該授業科目に係る単位を修得したものとして認定することができる。
- 3 第18条の2第1項の規定により転入学を許可された者が在学学校等において修得した授業科目(その内容が学院の授業科目の内容に相当するものと認められるものに限る。)に係る単位は、第1項の規定にかかわらず、学院において修得した相当する授業科目に係る単位とみなす。

追加〔平成9年規則52号〕、一部改正〔平成11年規則26号・12年60号・17年18号・88号・20年34号・22年25号〕

(卒業の認定)

第21条 学院長は、第4条に規定する修業年限以上在学し、かつ、授業科目に係る単位をすべて修得した学生に対して卒業を認める。

全部改正〔平成20年規則34号〕

第22条 削除

削除〔平成20年規則34号〕

(専門士)

第23条 専門課程のうち看護学科又は歯科衛生学科を修了した者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

追加〔平成7年規則6号〕、一部改正〔平成20年規則34号〕

(卒業証書)

第24条 学院長は、卒業の認定をした学生に対し、卒業証書(様式第3号又は様式第4号)を授与する。

一部改正〔昭和49年規則29号・平成7年6号・11年26号〕

第6章 賞罰

(表彰)

第25条 学院長は、学業成績及び人物が優秀であり、かつ、他の学生の模範となると認められる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 学院長は、次のいずれかに該当する学生に懲戒を行うことができる。

- (1) 正当な理由がないのに出席が常でない者
- (2) 学院の秩序を乱した者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この規則又はこれに基づく規程に違反した者

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

一部改正〔昭和49年規則111号・53年99号〕

第7章 授業料、入学料及び入学検査料

全部改正〔昭和54年規則37号〕

(授業料等の納入)

第27条 学生は、毎月分の授業料をその月の20日(8月分及び最終学年の3月分の授業料にあっては、その前月の20日)までに納めなければならない。ただし、当該期日後に復学した学生の当該月分の授業料の納入期限は、復学した日の属する月の末日とする。

2 授業料は、前項の規定にかかわらず、6箇月分を取りまとめて納入することができる。この場合において、4月から9月までの授業料にあっては4月末日、10月から翌年3月までの授業料にあっては10月末日までに納めなければならない。

- 3 退学した者は、退学した日の属する月分の授業料を納めなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第17条の規定により休学した学生の休学した日の属する月の翌月（月の1日から休学した学生にあっては、当該月）から復学した日の属する月の前月までの期間分の授業料については、納めることを要しない。
- 5 入学検査料は入学願書の提出の際に、入学料は入学を許可された際に納めなければならない。

一部改正〔昭和54年規則37号・58年5号・平成22年25号〕

（授業料等の免除）

第28条 [条例第5条](#)の規定により授業料、入学料及び入学検査料（以下「授業料等」という。）の全部又は一部を免除することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている者同一の世帯に属している者
- (2) 経済的事情その他の理由により授業料等の負担が著しく困難な者
- (3) 第17条の規定により休学した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に授業料等の額の全部又は一部を免除する必要があると認められる者

2 授業料等の免除を受けようとする者は、知事が指定する日までに授業料等免除申請書（[様式第5号](#)）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号に該当する者 福祉に関する事務所の長の証明書
- (2) 前項第2号に該当する者 申請者及びその家族の前年分の所得についての市区町村長の証明書若しくは源泉徴収票又は収入状況を明らかにする書類その他知事が必要と認める書類
- (3) 前項第3号及び第4号に該当する者 知事が必要と認める書類

3 学院長は、前項の授業料等免除申請書を受理したときは、必要な事項を調査し、意見書を添えて、これを知事に送付するものとする。

4 授業料等の免除を受けている者は、第1項の規定に該当しなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出があったとき、又は授業料等を免除する理由が消滅したと認めるときは、その免除を取り消すものとする。

6 知事は、第2項の申請について虚偽の事実が判明したときは、授業料等の免除を承認した日にさかのぼってその免除を取り消すものとする。

全部改正〔昭和54年規則37号〕、一部改正〔昭和55年規則15号・平成22年25号〕

第8章 学生の健康管理

（学生の健康管理）

第29条 学院長は、学生の健康の保持及び疾病の早期発見のため、毎学年1回健康診断を行う。ただし、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを行うことができる。

一部改正 [昭和 53 年規則 99 号]

第 9 章 運営会議

追加 [平成 20 年規則 34 号]

(運営会議)

第 30 条 入学試験の実施、単位の修得の認定、卒業の認定その他学院の運営に関する事項を審議するため、学院に運営会議を置く。

2 運営会議は、学院長、副学院長及び学院長が指名する職員で構成する。

追加 [平成 20 年規則 34 号]

第 10 章 補則

一部改正 [平成 20 年規則 34 号]

(補則)

第 31 条 この規則に定めるもののほか、学院の管理に関して必要な事項は、学院長が知事の承認を得て定める。

一部改正 [平成 20 年規則 34 号]

附 則

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学試験の実施のための手続は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 4 月 23 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 29 日規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 12 月 27 日規則第 111 号)

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 11 条から第 13 条までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 51 年 8 月 27 日規則第 71 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則第 3 条及び第 4 条の規定は、昭和 51 年 4 月 1 日以降入学した者及び同日現在において在学している者について適用する。

附 則 (昭和 53 年 10 月 24 日規則第 99 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 3 月 30 日規則第 37 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 4 月 1 日規則第 15 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 2 月 1 日規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 27 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則第 4 条並びに別表第 4 及び別表第 5 の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 3 月 1 日規則第 14 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 27 日規則第 27 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 27 日規則第 23 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 6 の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成元年 5 月 12 日規則第 29 号）

この規則は、平成元年 5 月 13 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 31 日規則第 27 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 （前略）第 2 条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 1 から別表第 5 までの規定は、平成 2 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成 4 年 11 月 6 日規則第 84 号）

この規則は、平成 4 年 11 月 7 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 20 日規則第 89 号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 7 月 29 日規則第 49 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成している帳票については、平成7年3月31日までの間は、使用できるものとする。

附 則 (平成7年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年6月30日規則第44号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 (前略) 第2条の規定による兵庫県立総合衛生学院学則の規定は、平成9年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成11年3月31日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則の規定は、平成11年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第1及び別表第2の規定は、平成12年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年3月29日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の兵庫県立厚生専門学院学則(以下「改正後の規則」という。)第4条の規定の適用については、同条の表中「40人」とあるのは「50人(第1学年にあつては、40人)」と、「120人」とあるのは「140人」とする。

- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における改正後の規則第4条の規定の適用については、同条の表中「40人」とあるのは「40人（第3学年にあつては、50人）」と、「120人」とあるのは「130人」とする。
- 4 兵庫県立総合衛生学院保健学科保健養護科（以下「保健養護科」という。）は、第2条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に保健養護科に在籍する者が保健養護科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前項の規定により存続するものとされた保健養護科の修業年限、授業科目及び単位の修得については、第2条の規定による改正前の兵庫県立総合衛生学院学則第4条、第8条、第20条の2及び別表第1の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成17年11月29日規則第88号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 兵庫県立総合衛生学院保健学科（以下「保健学科」という。）は、改正後の兵庫県立総合衛生学院学則第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に保健学科に在籍する者が保健学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた保健学科の修業年限、授業科目、単位の修得、卒業及び授業料等の免除については、改正前の兵庫県立総合衛生学院学則第4条、第8条、第20条の2から第23条まで、別表第1及び様式第5号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成19年12月25日規則第79号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。（後略）

附 則（平成20年3月31日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県立総合衛生学院学則の規定（同規則第30条を除く。）は、平成20年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則の規定は、平成21年4月1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第25号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 2 の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 1 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 3 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日規則第 21 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則別表第 1 の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。